

別紙

諮問第1017号

答 申

1 審査会の結論

本件却下処分は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下、単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇年〇月〇日～〇月末日まで、〇〇入所時に起こった〇〇による〇〇事件（以下「本件事件」という。）に関して、〇〇警察署生活安全課で取り扱われた際に作成された公文書に記載された、〇〇に関する情報」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視總監が令和4年6月20日付けで行った本件却下処分について、その取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件却下処分は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求は、令和5年3月29日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年6月3日に実施機関から理由説明書を、同年7月12日に審査請求人から意見書を收受し、同年6月26日（第182回第三部会）から同年9月25日（第184回第三部会）まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件却下処分について

実施機関は、本件開示請求に対し、鑑定資料の採取等において作成及び取得された書類等に記録されている個人情報（以下「本件請求個人情報」という。）は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」に該当し、条例30条の2において、同条例第5章（保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等）の規定を適用しないこととされている個人情報であるとして、本件却下処分を行った。

なお、実施機関は本件却下処分のほか開示決定及び一部開示決定を行っているが、これらの各決定については審査請求はなされていない。

イ 本件却下処分の妥当性について

審査請求人は、本件事件は刑事事件ではない事故であることから、何らかの刑事処分がなされることが考え難いため、刑事訴訟法47条ただし書を根拠に刑事司法上の「非公開とすべき公益」よりも開示が優先されると述べ刑事訴訟法53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」に該当するとした本件却下処分は不当なので、取り消されるべきである旨主張している。

実施機関は、刑事訴訟法53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類」とは、同法47条に規定する「訴訟に関する書類」と同一のもので、刑事司法手続の一環として被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は、取得された書類をいい、訴訟記録、不起訴記録、公判不提出記録等を広く含むと解される場所、本件請求個人情報は、捜査手続の一環として行われた鑑定資料採取に関する書類等に記録されている個人情報であることから刑事訴訟法53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」に該当すると説明している。よって、審査会は、その妥当性について検討する。

(ア) 「訴訟に関する書類」について

刑事訴訟法53条の2第2項は、訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第5章第4節（開示、訂正及び利用停止）の規定は、適用しない旨定めており、これを受けて条例30条の2は、法律の規定により個人情報保護法第5章第4節の規定を適用しないとされている個人情報については、条例第5章（保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等）の規定は適用しない旨規定し、訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報を条例に基づく開示請求等の適用除外としている。

「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類であり、それらは、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであり、捜査・公判に関する活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑事訴訟法47条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、刑事訴訟法53条及び刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、その取扱い、開示・非開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③これらの書類は、典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ大きいものであること等から、個人情報保護法及び条例において保有個人情報の開示請求等の規定を適用しないこととされたものと解される。

また、刑事訴訟法53条の2第2項は、適用除外の対象として「訴訟記録」ではなく「訴訟に関する書類」と規定しているほか、刑事訴訟法47条においても「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。」と規定している。これらのことに鑑みると、裁判所の保管している書類に限らず、不起訴記録や不提出記録、送致前の書類等、検察官、司法警察職員、弁護士その他の第三者の保管しているものも「訴訟に関する書類」に含まれるものと解される。

(イ)「訴訟に関する書類」の該当性について

刑事訴訟法189条2項は、司法警察職員は犯罪があると思料するときは犯人及び証拠を捜査するものとし、同法223条1項では、犯罪の捜査をするについて必要があるときは被疑者以外の者に鑑定等を囑託することができる旨規定されている。

審査会が見分したところ、本件請求個人情報、本件事件の捜査をするに当たって刑事訴訟法に基づき実施された鑑定資料の採取等の経過に関する捜査書類に記録された個人情報であり、これらの情報は、刑事訴訟法53条の2第2項に規定する訴訟に関する書類に記録されている個人情報に該当すると認められる。

また、前述のとおり「訴訟に関する書類」は、不起訴記録や不提出記録、送致前の書類等も含まれると解されることから、本件請求個人情報における「訴訟に関する書類」の該当性が変わることはない。

よって、条例に基づく開示請求に係る本件請求個人情報は刑事訴訟法53条の2第2項に規定する訴訟に関する書類に記録されている個人情報に該当し、条例30条の2に基づき、条例の開示請求等の規定を適用しないこととされている個人情報であるため、審査請求人の主張する刑事訴訟法47条ただし書の適用を検討する余地はなく、本件却下処分は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、徳本 広孝、峰 ひろみ